

# 青森県報

第二千九百十号

平成二十年  
三月二十一日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………  
 (漁港漁場整備課) ……一  
 基本測量の終了……………  
 (監理課) ……一

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………  
 (経営支援課) ……二  
 右 同……………  
 ( ) ……二  
 右 同……………  
 ( ) ……三  
 右 同……………  
 ( ) ……四

## 告 示

### 青森県告示第二百二十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十六年二月二十四日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成二十年三月十二日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで蓬田村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成二十年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一  
 青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一  
 青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四〇の四〇から一四〇の一八に至る地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 北緯 四〇度五九分一〇秒一六八二二  
 東経 一四〇度三九分一八秒二四〇三三

の地点 北緯 四〇度五九分二秒八〇六八一  
 東経 一四〇度三九分一七秒六七三七三

の地点 北緯 四〇度五九分三秒四一五〇七  
 東経 一四〇度三九分二四秒六五七一七

の地点 北緯 四〇度五九分一〇秒七六二〇一  
 東経 一四〇度三九分二五秒〇五九三〇

の地点 北緯 四〇度五九分一〇秒七六二〇一  
 東経 一四〇度三九分二五秒〇五九三〇

の地点 北緯 四〇度五九分一〇秒七六二〇一  
 東経 一四〇度三九分二五秒〇五九三〇

の地点 北緯 四〇度五九分一〇秒七六二〇一  
 東経 一四〇度三九分二五秒〇五九三〇

の地点 北緯 四〇度五九分一〇秒七六二〇一  
 東経 一四〇度三九分二五秒〇五九三〇

3 面積

一三、三七四・一〇平方メートル

### 青森県告示第二百二十三号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類  
基本測量（一等磁気測量）
- 二 作業期間  
平成十九年五月二十五日から同年八月三十日まで
- 三 作業地域  
上北郡横浜町

**公 告**

大規模小売店舗の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
SUPERデンコードー八戸本店 八戸市石堂二丁目一〇の八	ケーズデンキ八戸本店 八戸市石堂二丁目一〇の八	平成 一九・三・六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社紺屋

八戸市石堂二丁目二の二五

代表取締役 田名部紀子

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社デンコードー

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の二〇

代表取締役社長 井上元延

四 届出年月日

平成二十年三月十二日  
五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十年三月二十一日から同年七月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年七月二十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
MAXデンコードー柏店 つがる市柏上古川幾山三六〇の一	ケーズデンキつがる柏パワフル館 つがる市柏上古川幾山三六〇の一	平成 一九・三・二三

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社デンコードー  
宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の一〇  
代表取締役社長 井上元延
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社デンコードー  
宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の一〇  
代表取締役社長 井上元延
- 四 届出年月日  
平成二十年三月十二日
- 五 届出書の縦覧  
1 場所  
青森県商工労働部経営支援課及びつがる市役所  
2 期間  
平成二十年三月二十一日から同年七月二十一日まで  
3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 六 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限  
平成二十年七月二十一日
- 2 提出先  
青森県商工労働部経営支援課
- 3 記載事項  
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所  
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ五所川原パワフル館
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
ダイワロイアル株式会社  
東京都台東区上野七丁目一四の四  
代表取締役 越智壮
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- | 変 更 前   | 変 更 後   | 変 更<br>年月日   |
|---|---|--------------|
| 株式会社東北ケーズデンキ<br>茨城県水戸市柳町一丁目一三の二<br>代表取締役社長 加藤修一 | 株式会社デンコードー<br>宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の一〇<br>代表取締役社長 井上元延 | 平成<br>一九・〇・一 |
- 四 届出年月日  
平成二十年三月十二日
- 五 届出書の縦覧  
1 場所  
青森県商工労働部経営支援課及び五所川原市役所
- 2 期間

平成二十年三月二十一日から同年七月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年七月二十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	カブセンター弘前店 弘前市城東第五土地区画整理事業 地内五五街区の一〇外	変更後	カブセンター弘前店 弘前市大字高田四丁目二の一〇	変更 年月日	平成 一六・四・一
-----	--	-----	-----------------------------	-----------	--------------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社東北ケーズデンキ 茨城県水戸市柳町二丁目三三の二 代表取締役社長 加藤修一	変更後	株式会社デンコードー 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目 七の一〇 代表取締役社長 井上元延	変更 年月日	平成 一九・〇・一
-----	---	-----	---	-----------	--------------

四 届出年月日

平成二十年三月十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成二十年三月二十一日から同年七月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年七月二十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------